

外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令の一部を改正する政令新旧対照表

改 正 後

(法人課税信託の受託者等に関する通則)

第六条 省 略

2 省 略

3 前二項に定めるもののほか、法人税法第四条の三に規定する受託法人又は同法第二章第二十九号の二に規定する法人課税信託の受益者についての法第二章（第九条、第十三条、第十七条及び第四十一条から第四十一条の三までを除く。）又はこの章の規定の適用に関し必要な事項は、総務省令、財務省令で定める。

(報告暗号資産交換業者等による報告事項の提供)

第三十三条の三

法第四十一条の三第一項に規定する報告暗号資産交換業者等との間で締結し、又は締結していた報告対象契約（同項に規定する報告対象契約をいう。以下この項において同じ。）の他に当該報告暗号資産交換業者等との間で締結していた他の暗号資産等取引（同条第一項に規定する暗号資産等取引をいう。以下この項において同じ。）に係る契約（報告対象契約を除く。以下この項において同じ。）がある場合において、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該他の暗号資産等取引に係る契約は報告対象契約とみなして、同条第一項の規定を適用する。

一 その年の十二月三十一日において報告対象契約を締結している場合

二 その年中に終了した当該報告暗号資産交換業者等との間で締結していた暗号資産等取引に係る契約のうち最後に終了したものが報告対象契約である場合（その年の十二月三十一日において当該他の暗号資産等取引に係る契約を締結している場合を除く。）

2 | 国税通則法施行令第三十条の三の規定は、法第四十一条の三第八項の規定により物件を留め置く場合について準用する。

附 則

(施行期日)

改 正 前

(法人課税信託の受託者等に関する通則)

第六条 同 上

2 同 上

3 前二項に定めるもののほか、法人税法第四条の三に規定する受託法人又は同法第二章第二十九号の二に規定する法人課税信託の受益者についての法第二章（第九条、第十三条、第十七条、第四十一条及び第四十一条の二を除く。）又はこの章の規定の適用に関し必要な事項は、総務省令、財務省令で定める。

1 | この政令は、令和八年一月一日から施行する。

(財務省組織令の一部改正)

2 | 財務省組織令(平成十二年政令第二百五十号)の一部を次のように改正する。

(課税部の所掌事務)

第九十条 課税部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 省 略

二 外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課に関する調査(調査査察部の所掌に属するものを除く。)及び文書の送達並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和三十七年法律第百四十四号)第四十一条の二第七項及び第四十一条の三第七項に規定する報告事項の提供に関する調査に關すること。

三 九 省 略

(徴収部の所掌事務)

第九十一条 徴収部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 省 略

三 外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の徴収(調査査察部の所掌に属するものを除く。)及び外国の租税に関する報告事項の管理並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第四十一条の二第一項及び第四十一条の三第一項に規定する報告事項の管理に關すること。

四 十 省 略

(課税部の所掌事務)

第九十条 同 上

一 同 上

二 外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の賦課に関する調査(調査査察部の所掌に属するものを除く。)及び文書の送達並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和三十七年法律第百四十四号)第四十一条の二第七項に規定する報告事項の提供に關する調査に關すること。

三 九 同 上

(徴収部の所掌事務)

第九十一条 同 上

一・二 同 上

三 外国との租税に関する協定の実施のために行う外国の租税の徴収(調査査察部の所掌に属するものを除く。)及び外国の租税に関する報告事項の管理並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第四十一条の二第一項に規定する報告事項の管理に關すること。

四 十 同 上